クラウドコンピューティング

CASH RADAR PBシステム NMC M 通信

第624号

株式会社エヌエムシイ

令和5年8月22日発行(毎週火曜日発行) 電話03-5354-5201 FAX03-5354-5231

●●● インボイス制度対応リリースに関する「よくあるご質問」

基本情報設定 [消費税関連タブ] に追加された新項目「インボイス経過措置区分」に関する 設定方法や運用ケースのお問い合わせをご紹介します。



基本情報設定

~消費税関連タブ

インボイス経過措置区分

- □ 基準期間の課税売上高が 1 億以下に該当する
- □ 経過措置区分(80・50・0%)を初期値とする

Q. どのような場合にチェックを入れればよいのですか?

A. 顧問先の状況に応じ、下記のような場合に**2**を入れてください。

□ 基準期間の課税売上高が 1 億以下に該当する

中小事業者向けの負担軽減措置を適用する場合にチェックを入れます。

この設定により、仕訳入力において金額が 10,000 円未満の場合に、免税の取引先においても「経過措置区分=100」が自動的に適用されます。

日付	摘要	借方科目	消費税		金額
登録No.	取引先	補助科目	部門		消費税金額
2023/10/01 52	展示会消耗品 [免] 田中商店	広告宣伝費	課仕入 10% 内税 100 共通	0	8, 800 800

□ 経過措置区分 (80・50・0%) を初期値とする

免税業者との取引が多い場合にチェックを入れます。

この設定により、仕訳入力において「経過措置区分=80」が初期表示されるようになります。

2023/10/01	展示会消耗品	広告宣伝費	課仕入 10% 内税	80		22, 000
53			共通		I	<u>1, 600</u>



- ・チェックは必須ではありません。該当の場合のみ、チェックを入れてください。
- ・仕訳入力時のミスを防止するために、仕訳金額などによって経過措置区分を自動判定し 初期表示させる便利機能です。
- 必要に応じて、仕訳入力後に経過措置区分を選択しなおすことも可能です。

Q. 各項目が非アクティブであり、チェックを入れることができません。

A. 基本情報設定における当期事業年度の終了日が「2022/9/30 以前」の場合はインボイス経過措置区分を設定することができません。

翌期更新をおこない、当期事業年度に「2022/10/1」が含まれる状態にしたうえで設定して下さい。 お客様のケースによりご不明な点があれば、サポートセンターへお問い合わせください。